

# 三重県いじめ防止基本方針

平成26年1月29日

三重県

(最終改訂 令和5年3月31日)

## 目 次

1	本方針改訂の趣旨	1
2	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
	(1) 三重県いじめ防止条例の目的	1
	(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
	(3) いじめの定義	2
	(4) いじめの理解	4
3	三重県が実施するいじめの防止等に関する施策	4
	(1) 県の責務	4
	(2) いじめの早期発見のための措置	4
	(ア) 定期的な調査等	5
	(イ) 相談体制の充実及び周知	5
	(ウ) 個人情報の保護	5
	(エ) 学校と家庭の連携	6
	(3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上	6
	(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	6
	(5) いじめの防止等のための啓発活動	7
	(6) 学校相互間等の連携協力体制の整備	8
	(7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会	8
	(8) 三重県教育委員会の附属機関	8
4	学校が実施するいじめの防止等に関する施策	9
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	12
	(ア) 未然防止	13
	(イ) 早期発見	14
	(ウ) 措置	15
5	重大事態への対処	17
	(1) 重大事態とは	17
	(2) 報告（第一報）	18
	(3) 調査の組織	18
	(4) 調査	19
	(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	20
	(6) 調査結果の提供及び報告	21
	(7) 再調査	22
6	学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力	23
資料		
	(図) 重大事態発生時の報告・調査	24
	三重県いじめ防止条例	26

## 1 本方針改訂の趣旨

国では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。三重県では、平成26年1月に国の基本方針を参酌し、法制定の意義や基本理念、県が実施すべき施策等を示した三重県いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定した。

その後、平成29年3月に国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、そもそも外から見えにくいものであることから、学校だけの問題ではなく社会全体の問題として、児童生徒に関わる全ての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、児童生徒が傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざすため、本県では、いじめの防止等の対策に関する基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた三重県いじめ防止条例（平成三十年三重県条例第三号。以下「条例」という。）を平成30年4月に施行し、いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組むこととした。

平成31年3月には、本方針について、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、条例で規定されているいじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容にするとともに、平成29年3月に改定された国の基本方針の内容や同時期に策定されたガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映した内容に改定した。

こうした状況の中、令和4年5月に取りまとめられたいじめの重大事態の対処に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、令和4年8月に、三重県教育委員会と三重県子ども・福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を反映した内容に改訂する。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) 三重県いじめ防止条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒

が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

## (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

## (3) いじめの定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(二～六 略)

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条（※1）の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、発見または情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むとともに、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずし、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

---

（※1）法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが必要である。

#### (4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずし・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

#### (1) 県の責務

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

(いじめの早期発見のための措置)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものと

する。

- 3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

(ア) 定期的な調査等

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、アンケート調査や面談等により、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

○各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査や面談等に加え、学習用端末等を活用し、いつでも学校にいじめを伝えられる環境を整備する。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。

○学校における児童生徒のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。

○インターネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援する。

(イ) 相談体制の充実及び周知

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要することを理解し、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

これらの相談体制の充実を図るに当たっては、以下のことに留意し進める。

○多様な相談に適切に対応できるよう、研修を実施するなど、相談を受ける者の資質向上に努める。

○児童生徒が悩みや不安をどの教職員にも相談できる体制を整備し、児童生徒にも周知する。

○児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知徹底をするとともに、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例等を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

(ウ) 個人情報の保護

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った

者等の個人情報を適切に保護する。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行う。

#### (エ) 学校と家庭との連携

児童生徒が問題に直面した際、保護者や教職員がその兆候を発見して支えられるよう、「いじめ早期発見のため気づきリスト」(令和4年8月 三重県教育委員会)を活用するなどして、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握するように努める。

### (3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第 16 条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

#### ○教職員の指導力向上を目指した研修の充実

- ・各ライフステージ(成長段階)で求められる資質能力を示す「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」(令和5年3月改定 三重県教育委員会)に基づいた研修の開催
- ・生徒指導担当者研修会の開催
- ・学校において、教職員がいじめの防止や児童生徒理解を深めるための研修会の促進
- ・児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりする学習を促進するための研修の実施

#### ○心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保

児童生徒に対するより専門的な心のケアや関係機関との連携を進めるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の確保に努める。また、公立学校において学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員等の専門家を派遣し、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 17 条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流



通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

アンケートにより児童生徒のインターネットの利用について把握したうえで、インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなど、情報モラル教育に注力する。また、ネットパトロールにより、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視し、問題のある書き込みについてはそれを削除する取組を行う。

#### (5) いじめの防止等のための啓発活動

(啓発活動)

第18条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、県民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。

また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口、及び関係機関と連携を図りいじめからの救済に関する制度等（※2）について広報啓発を行うものとする。

○メディアや広報媒体を活用した啓発

○イベントや研修会等を通じた啓発

○ピンクシャツ運動の推進（4月、11月）

○学校におけるいじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進

○関係機関・団体等と連携した取組の推進

.....  
(※2) 法務省の人権擁護機関による救済措置

## (6) 学校相互間等の連携協力体制の整備

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

第 19 条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

## (7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。(平成二十六年三月 三重県条例第六号) (条例第 14 条) (※3)

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

## (8) 三重県教育委員会の附属機関

本県では、本方針に基づく県立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、三重県いじめ対策審議会条例により三重県教育委員会に「附属機関」を設置する。(平成二十六年三月 三重県条例第七号) (条例第 14 条) (※3)

「附属機関」の構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とし、機能は以下のとおり。

- いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、三重県教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- 県立学校におけるいじめの事案について、三重県教育委員会が県立学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。  
(法第 24 条) (条例第 20 条第 1 項)
- 県立学校における重大事態に係る調査を三重県教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。  
(法第 28 条) (条例第 20 条第 1 項)
- その他、三重県教育委員会が必要と認める事項について審議する。

-----  
(※3) 条例第 14 条 (いじめの防止等のための組織の活用)

県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校がいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする

## 4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等といったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを学校いじ

め防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## （２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する必要がある。（条例第 7 条第 1 項）また、学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置く。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること等により、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を聞くよう努める。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的な役割としては、以下のとおりである。

**【未然防止】**

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

**【早期発見・事案対処】**

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておくものとする。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシ

ップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDC Aサイクルで検証を担う役割が期待される。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に加え、実効性のある人選とする必要がある。

なお、法第28条第1項（※4）に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### （3）学校におけるいじめの防止等に関する措置

（学校及び学校の教職員の責務）

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじ

-----  
（※4）法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

めを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

- 4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 (1、2 略)

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

(ア) 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

未然防止の基本として、

- ・全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒にかかわるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な支援及び必要な指導を行う。

- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについては、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行う。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）に対するいじめについては、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

(イ) 早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(2、3 略)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩である。いじめの正確な認知については、以下の点について留意すること。(※5)



○各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること。

○いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（※6）の全ての教職員への配付や、職員会議や各学校に設置する学校いじめ対策組織の会議、いじめの問題に関する研修会において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

○いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

#### （ウ）措置

条例第7条第1項では、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、できる限り対面で速やかに保護者に説明し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒や保護者の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消については、以下に示すことを踏まえて判断するものとする。

---

（※5）「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」（平成30年3月26日付け 29初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知）を参照

（※6）「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月18日付け 27初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知）

## 《いじめの解消について》

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、県内のいじめに関する個別の事案に関して、県立学校は県教育委員会に報告、市町立学校は各市町教育委員会に報告、各市町教育委員会は必要に応じて県教育委員会に情報提供する。私立学校は学校の設置者に報告する。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究に活用したり、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有し、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等に対して、適切に対応できるようにする。

加えて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

#### (学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

## 5 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第 20 条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあっては、法第 29 条第 1 項、法第 30 条第 1 項、法第 31 条第 1 項及び法第 32 条第 1 項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

いじめの重大事態については、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省）」に加え、「三重県いじめ対策審議会の答申をふまえたいじめ重大事態の対処について（令和 4 年 6 月三重県教育委員会）」と「三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について（令和 4 年 8 月三重県教育委員会）」により適切に対応する。

### (1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。

(法第 28 条)

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、欠席日数が 30 日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、学校は直ちに学校の設置者に報告する。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

## (2) 報告（第一報）

学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者に報告する。報告を受けた学校の設置者は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて速やかに三重県教育委員会に報告する。その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介する等の支援等を行う。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに三重県環境生活部に報告し連携を図る。

なお、国立学校からの報告は文部科学大臣に、公立学校に関わる報告は当該地方公共団体の長に、私立学校に関わる報告は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる報告は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

## (3) 調査の組織

学校の設置者又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

学校の設置者が調査主体となる場合、公立学校の場合は、教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。私立学校及び国立大学附属学校の場合は、学校の設置者が立ち上げた「第三者委員会」が調査を行う。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織を、調査を行うための組織の母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合とが考えられる。これらの組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学・学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

不登校重大事態は、原則学校が主体となって調査を行うが、県立学校で発生した重大事態の調査において、異なる行政機関との情報交換や連携が必要となる場合は、原則と

して、三重県教育委員会が主体となって調査を行う。また、学校が主体となって調査を行う場合であっても、三重県教育委員会は、調査が円滑に進むよう積極的に支援する。

#### (4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校の設置者又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議する。また、被害児童生徒と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童生徒の意向を確認する機会を確保する必要がある。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

##### ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

##### ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

##### ③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構想することを目指して進めていくこととする。

## (5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

### ①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

### ②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

### ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

### ④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

### ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

### ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明する

こと。

被害児童生徒・保護者に対し、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを予め説明しておくこと。

被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、情報提供の方法を予め説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを予め説明すること。

調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、被害児童生徒・保護者の同意を予め得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。なお、いじめの重大事態の調査報告書及び調査に係る文書の保存期間については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、「指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい」とされているが、長期間が経過した後に被害児童生徒や保護者から再調査の申立て等がなされることも想定されることから、県立学校におけるいじめの重大事態の調査報告書及び調査に係る文書の保存期間は10年（調査報告書の日付の翌年度4月1日を起算日）としていることに留意する。

## （6）調査結果の提供及び報告

学校の設置者又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。（法第28条第2項）

これらの情報の提供に当たって、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であるこ

とに留意する。

調査結果については、国立学校に関わる調査結果は文部科学大臣に、公立学校に関わる調査結果は当該地方公共団体の長に、県立学校及び私立学校に関わる調査結果は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。被害児童生徒や保護者が調査の実施や調査結果の公表を望まないとしても、再発防止の観点から、学校の対応の問題点や再発防止に向けての提言等については、公開する必要がある。県立学校においては、三重県教育委員会が再発防止に向けての提言等を集積して公開するため、被害児童生徒や保護者に公表に向け協力を求めること。

また、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明すること。

## (7) 再調査

上記(6)における調査結果の報告を受けた文部科学大臣、三重県知事、地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。(条例第21条(※7)、法第30条、第31条)

-----  
(※7) 条例第21条(知事による対処)

知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

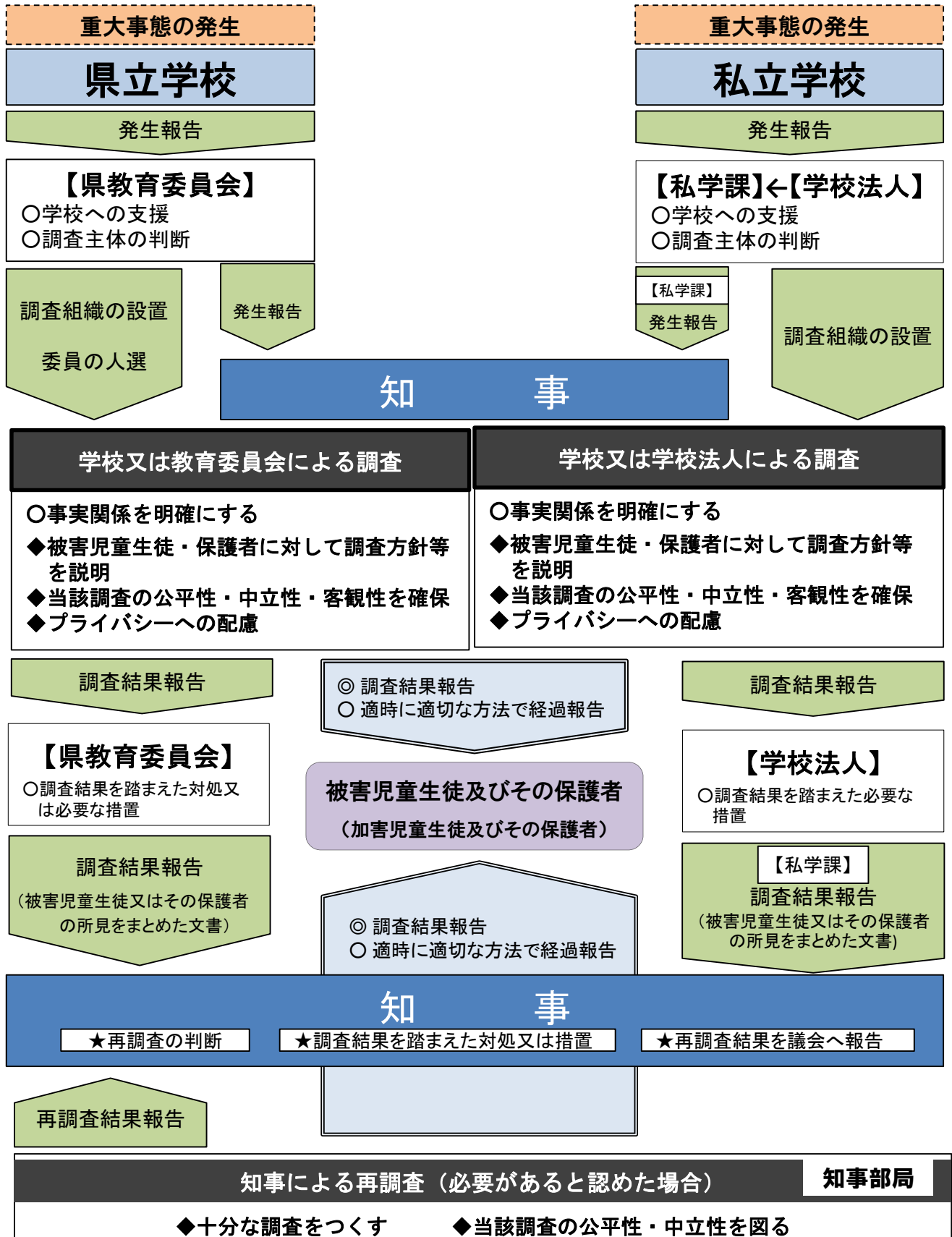


## 6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

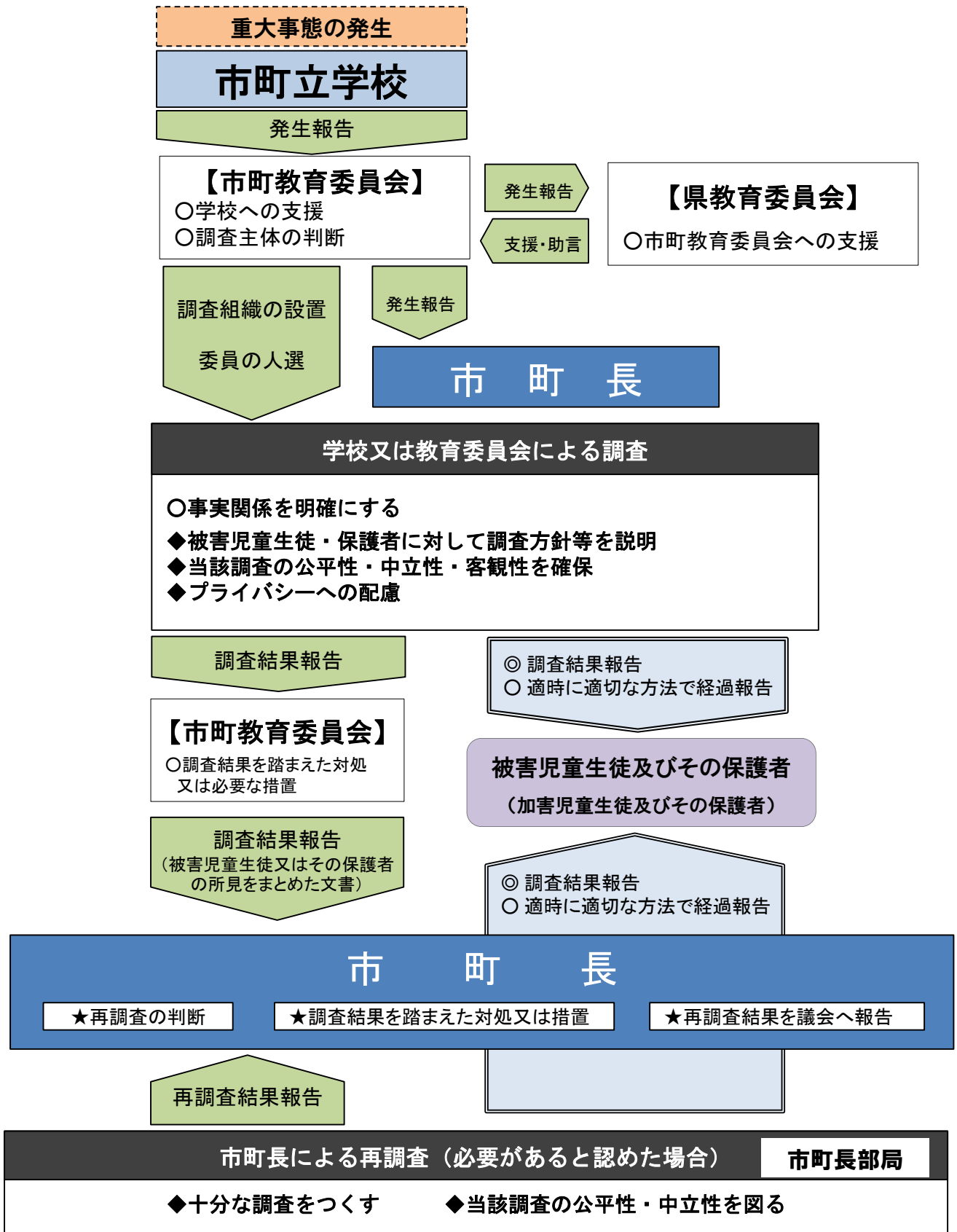
第 22 条 県は、学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社をいう。）及び高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

# 重大事態発生時の報告・調査（県立学校・私立学校）



※令和5年度から、発生時・調査開始・終了時に文科省へ報告（県立学校は県教委から、私立学校は私学課から報告）することが義務化。

# 重大事態発生時の報告・調査（市町立学校）



※令和5年度から、県教委から文科省へ発生時・調査開始・終了時に報告することが義務化されたため、市町教委は、発生時に加え、調査開始・終了時に県教委に報告する。

## 三重県いじめ防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
  - 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
  - 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
  - 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

### (基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
  - 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
  - 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する児童生徒の話を知るとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第9条 県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第10条 児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第12条 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第 15 条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

- 2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第 16 条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 17 条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

- 2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 18 条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

- 2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年 4 月及び 11 月をいじめ防止強化月間とする。

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

第19条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

(重大事態への対処)

第20条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同条(学校にあつては、法第29条第1項、法第30条第1項、法第31条第1項及び法第32条第1項)に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

(知事による対処)

第21条 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

第22条 県は、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)、学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。)及び高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。)の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

平成30年4月1日施行